

埼玉県公安委員会告示第 205 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により行う審査（警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。附則第 7 条第 2 項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除する者のみを対象とするもの。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第 9 条の規定により公示する。

平成 17 年 12 月 16 日

埼玉県公安委員会委員長 嶋田 久仁彦

1 審査実施期日

平成 18 年 1 月 17 日(火)から随時（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

2 審査対象者

- (1) 検定規則施行前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）に規定する警備業務の種別に係る検定（以下「旧検定」という。）に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

3 審査種別

- (1) 空港保安警備業務に係る 1 級検定の審査
旧検定に係る空港保安警備 1 級の合格者
- (2) 空港保安警備業務に係る 2 級検定の審査
旧検定空港保安警備 1 級又は 2 級の合格者
- (3) 施設警備業務に係る 1 級検定の審査
旧検定に係る常駐警備 1 級の合格者
- (4) 施設警備業務に係る 2 級検定の審査
旧検定に係る常駐警備 1 級又は 2 級の合格者
- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級検定の審査
旧検定に係る交通誘導警備 1 級の合格者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級検定の審査
旧検定に係る交通誘導警備 1 級又は 2 級の合格者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級検定の審査
旧検定に係る核燃料物質等運搬警備 1 級の合格者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級検定の審査
旧検定に係る核燃料物質等運搬警備 1 級又は 2 級の合格者

- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定の審査
旧検定に係る貴重品運搬警備 1 級の合格者
- (10) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級検定の審査
旧検定に係る貴重品運搬警備 1 級又は 2 級の合格者

4 審査手続き

(1) 申請受付日時

平成 18 年 1 月 17 日(火)から当分の間(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 申請場所

審査を受けようとする者は、次のいずれかの場所に提出書類を持参の上申請するものとする。

ア 埼玉県内の住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員として所属する埼玉県内の営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 旧検定に係る合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた埼玉県内の警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1 葉

ウ 旧合格証の写し 1 通

エ 前記 2 (1)に該当する者は、警備業務従事証明書等警備業務に従事していることを疎明する書面 1 通、前記 2 (2)に該当する者は指定講習講師従事証明書等指定講習に従事していることを疎明する書面 1 通

オ その他

(ア) 埼玉県内に居住する者は、住民票の写し等住所地を疎明する書面 1 通

(イ) 警備員として埼玉県内の営業所に所属する者で埼玉県内に居住するものは、所属証明書等その者が営業所に属することを疎明する書面又は住民票の写し等住所地を疎明する書面のいずれか 1 通

(ウ) 埼玉県外に居住する者は、所属証明書等その者が営業所に属することを疎明する書面 1 通

5 申請手数料

なし

6 照会先

埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 048-832-0110 内線 3033)